

IV 第2次交渉

平和条約草案に関するわが方の対米要望事項案

極秘

平和条約案について

以下に陳述するところは、平和条約案に定められている原則に修正を加えようとするものでない。提案されている條約の実施される場合を考えて、その場合に連合国と日本の間に疑義や紛争を惹起しそうな点を検出して、当方の見解を付記し、あるいは、日本内部において條約の実施ができるだけ順滑に行われるようとの希望からでた要請を述べたものである。合衆国政府において考慮にいれられれば幸甚である。

一九五一年四月 日

一 信託統治下に置かるべき諸島について

提案された條約草案において合衆国の信託統治下に置かれることを予想されている南西諸島、小笠原諸島その他の諸島は、元来日本本土と不可分の一体をなしており、したがつてその住民も人種的、社会的、文化的その他あらゆる面で日本本土住民と同じ住民である点において、第二次大戦後信託統治の下に置かれた他地域と根本的に異なる性格を有している。故に合衆国において右の諸島に信託統治制を適用されるにあたつては、この特殊性を念頭に置かれ、これを施政のガイディング・プリンシプルとして、エラスチックな、且つ、プラクチカブルな配慮を加えられたい。特に次の要請を将来にわたつて封ずるような規定が信託統治條項を含む基本的な関係諸文書に含まれることがないよう考慮されたい。

^{†1} 本文書は、4月13日にダレス訪日の報に接した外務事務当局が、14日にまとめた会談準備資料。

(一) 住民のステータス

- (a) 現に、当該諸島に住所を有する者。これらのほとんどすべては、日本国籍の保有を欲しており、そのためには日本本土に住所を移すことも辞さない気持の者が青年層に多いといわれておる。故に信託統治の発足に際しかような住民は、いつでもその family register と permanent residence を日本に移すことができるものとし、かのような場合、日本はこれらの人々を日本人として取扱うこととしたい。
- (b) 現に、日本本土に住所を有する当該諸島出身者。その数は、約三十万に達する。そのうち十万は、戸籍が本土にある。これら約三十万の者は終戦後あたえられた帰島の機会を利用することなく踏み止まつていたものであり、日本人であることを希望するものである。よつて、permanent residence をこれら当該諸島に移さない限り日本国籍をもつものとしたい。
- しかし当該諸島出身者の特定の時日におけるステータスは、もつぱらそのパーマネント・レジデンスがその時当該諸島にあるか、日本本土にあるかにより決定することとし、同時に日本本土とこれら諸島との間におけるパーマネント・レジデンスの移転に対しては相互に何らの制肘も加えないことにしたい。
- (c) 現に、当該諸島出身者であつて第三国に在住する者。これらは約五万に上ると推定される。これらの者は元来、日本人として渡航して行つたものであるのみならず当方の承知するところでは大部分が引き続き日本人であることを希望している事情にかんがみ、本人の希望する限りは日本人として残すこととされたい。

(二) 経済関係

これらの諸島と日本本土間に存在していた経済関係は、人為的に切断されぬようにいたしたい。これがため、当該諸島と日本本土間の貿易はいわゆる国境貿易的のものとし、相互になんらの関税を課さないこととしたい。日本に関する限り既に昭和二十六年五月一日施行の法律（注）によつてそ

のように処置している。またその他の貿易統制上の制限をも原則として課さないこととする外、資金の交流についてもできる限り自由にすることが望ましい。

又、相互に沿岸漁業に従事し、且つ、沿岸漁業基地を利用するることを認めると共に、相互間の人、船舶の往復についても原則として自由とされたい。

（注） 関税定率法の一部を改正する法律の附則四

「南西諸島の生産にかかる物品で、政令をもつて定める原产地証明書を添付するものの輸入税は、当分の間、免除する。この場合において南西諸島とは、関税定率法第十二條の規定によつて外国とみなされる北緯三十度以南の南西諸島をいう。」

（三） 文化関係

現在当該諸島における子弟の教育は、将来における日本本土高等諸学校へ進学する場合の便宜を顧慮し、学制、教材等日本本土に準じて施行することを許されている。信託統治制実施後においてもかかる教育方針を継続されることを要望すると共に、当該諸島と日本本土の相応する学校の修業又は卒業資格及び公の各種資格試験を相互に進学、及び就職上承認し合うことが望ましい。

二 原島復帰問題

小笠原諸島、硫黄島等の住民で戦争中及び戦後日本内地に強制的に引き揚げさせられた者は約八千名に上り、これらの者の原島復帰はまだ許されていない。彼らは一日も早く祖先の墳墓の地である原島復帰を希んでいるので最も早い機会に右希望の実現方配慮ありたい。

三 草案第六章「請求権及び財産」に関する若干の解釈上の疑義について

本章は、その性質上きわめて膨大、且つ、複雑な事項を規定しているので現草案の文言では当然解釈上諸種の疑問を惹起する。故にその比較的重要な事項について解釈を明らかにして置き、あるいは場合により明確な規定を補充することは、講和條約実施後における不要の紛議を防止することになろう。

(一) 第十四條第一節(1) “Property of Japanese nationals permitted to reside in the territory of one of the Allied powers and not subjected to special measures prior to September 2, 1945;” について

本件の特別措置 (special measures) とは、戦争中連合国領域内に居住することを許された日本人全般に対して適用された一般的な敵産管理措置以外の特別な措置の意であつて、イタリア平和條約の該当條文（第七十九條第六項(c)) が “Property of natural persons who are Italian nationals permitted to reside within the territory of the country in which the property is located or to reside elsewhere in United Nations territory, other than Italian property which at any time during the war was subjected to measures not generally applicable to the property of Italian nationals resident in the same territory:” を連合国所在イタリア財産の接収除外例としているのと同趣旨であるように解釈したい。（合衆国において現に日本人財産に対してとられている措置もこの解釈に符合している。）若しその意味ならば紛議を避けるためにイタリア條約のワーディングとされることが望ましい。

(二) 同條第三節について

(イ) 賠償請求権 (reparation claims) の範囲について

先ず賠償請求権の発生の時期について問題がある。すなわち日本は、一九四一年十二月八日の太平洋戦争勃発時の相当年数以前から既に中国と交戦状態にありその大なる地域をコントロールの下に置いていたのみならず、仏印についても一九四〇年九月（但し北部仏印のみ。南仏印進駐は一九四一年七月）以降日本軍が進駐していた。この間に発生した賠償請求権を本條によって満足されたと見なさるべき請求権の範囲から除外することは、本條の趣旨ではないと解する。すなわち、一九四六年一月十四日パリで調印されたドイツの賠償に関する連合国間の協定の規定振（注）にもかんがみ、日本と平和條約各当事国との戦争状態の存在又は日本による締約国領土の占領のうちいずれか早い方の時期以後に發

生した賠償請求権は、本條の規定によってカヴァされたものと解したい。要すればこの趣旨の明文を附加することを考慮されたい。

(注) DRAFT AGREEMENT ON REPARATION FROM GERMANY, ON THE ESTABLISHMENT OF AN INTER-ALLIED REPARATION AGENCY AND ON THE RESTITUTION OF MONETARY GOLD

Article 2. Settlement of Claims against Germany

C. Notwithstanding anything in the provisions of paragraph A above, the present Agreement shall not be considered as affecting:

(i) The obligation of the appropriate authorities in Germany to secure at a future date the discharge of claims against Germany and German nationals arising out of contracts and other obligations entered into, and rights acquired, before the existence of a state of war between Germany and the Signatory Government concerned or before the occupation of its territory by Germany, whichever was earlier;

(ii) The claims of Social Insurance Agencies of the Signatory Governments or the claims of their nationals against the Social Insurance Agencies of the former German Government; and

(iii) Banknotes of the Reichsbank and the Rentenbank, it being understood that their realization shall not have the result of reducing improperly the amount of reparation and shall not be effected without the approval of the Control Council for Germany.

又、賠償請求権の発生の終期についても、日本の降伏後その送還まで

相当期間多数の日本部隊が連合国領域に留っていた事情もあるので、右の終期はむしろ原則としては講和条約の実施期日までと解し、但し終戦後右終期までに発生した対日請求権のうち貿易、通商によるもの等明らかに戦争に関係のない請求権はもちろん本條の適用外と解したい。要すれば同様、明文をもつて明確にすることを考慮されたい。

次に賠償請求権なる語はやや漠然としていかなる請求権がこれに含まれ、又、これから除外されるか明らかでない。上述の始期及び終期の間には長い年月がありその間には種々雑多な請求権が発生し、そのうちに直接の戦闘行為に因るものばかりではなく、広い意味において戦争から発生したすべての請求権をふくんでいると解したい。もし、賠償請求権をきわめて狭く解し、単に狭義の戦闘行為に因る請求権のみと解するならば、合衆国が日本の賠償支拂能力を考慮して、日本の在外資産を限度として賠償を充足せしめんとした真意が失われるであろう。又、この賠償請求権が広義のものであるという趣旨を明文上明らかにすることのアドバイザビリチーの有無について検討されたい。この点について前に引用したドイツの賠償に関する一九四六年一月のパリ協定の規定（第二條A）の *claims arising out of war* のような表現は参考になり得るよう思われる。

(d) 戰前の金銭債務について

本草案は、戦前の金銭債務の処理については何ら規定していない。（第十四條第一節④は、債務証書の連合国等所在を理由として当該債務関係の在日財産を接収、処分等なし得ないことを規定したにとどまる。）従来の国際慣行上、戦争状態の存在は交戦者間の戦前債務自体に影響を及ぼさないことになっており、この原則は本條約草案においても放棄されたものでないと解釈される。事態を明確化する意味においてイタリア平和条約第八十一條に準じた規定を置くことが適当であろう。

四 第六章第十五條について

日本国内において戦争損害をうけた連合国民の財産に対する日本政府の補

償は日本の国内法によって行われる。しかして日本は、その場合、一九五一年二月八日の仮覚書第一附属書（二(a)）によって予想されておる通り、“Compensation would not be made to persons whose activities and property were not subjected to special Japanese wartime restrictions applicable to Allied nationals generally.” というように関係国内法中に規定したいが、かくては他の連合国民から異議が生ずることが予想される。これを押えるためにはむしろ條約面に右第一附属書の趣旨が明文をもつて規定されている方が好都合と考えられる。この点再考されたい。

五 割譲地域に関する経済的及び財政的事項について

イタリア平和条約（第十四附属書）においても、割譲地におけるイタリア公有財産、通貨、公債、社会保険、恩給等の継承に関連する諸事項について詳細な処理が規定している。日本の平和条約においてもこれらの事項について原則的な規定を設けられることは、将来無用の紛議を避けるため必要である。

この点については、一九五一年三月十四日のわが方が提出した意見及び要請中において、既に既成事実として割譲地にある日本の公私財産の膨大な量及び価値、しかもそれが草案第六章第十四項によって新所属国の処分に一任されることになっているのにかんがみ、いかなる名目の下にも日本政府及び国民に対しこれ以上支拂を請求されることなく、割譲地の内部限りで終局的に処理されるよう規定されることを要望した次第である。^(十七)

提案された第六章第十四條第一節の④からすれば、日本所在財産に対する権利、権原、利益及び金銭債権等に関する書類が割譲地にあるの故をもつて、当該日本所在財産に対し追求なし得ないことは明らかである。一九五一年三月二十三日の米国側回答が「……提案された條約は、日本における財産に対する相続の権利を與えるとは考へない……」と言っているのもこの意味だと思われる。しかし、この規定のみでは前述したような割譲地域に関する経済的及び財政的諸事項のすべてを処理する方針を與え得ないのでないかをおそれる。

吉田・ダレス会談のための総理用準備資料

極秘

総理ダレス会談資料

一九五一、四、一六稿

一 合衆国の極東政策

二 対日平和條約

イ 平和條約案

ロ 日米安全保障協定案

ハ 太平洋條約問題

三 経済協力

四 占領改革

五 平和條約の調印者

六 平和條約の調印の場所

一 合衆国の極東政策

マ元帥の交替は、米国の国内問題であつて、日本として批評の外にある。ただ、日本の官民は、マ元帥が講和問題の解決を前にして日本を去られたことを痛惜しておる。これに関連して、合衆国政府が、直ちに、日本政府に対してその対日政策に変更なく対日講和が既定方針に従つて推進るべきことを通達され、又、十四日リッジウェイ新総司令官もその声明で同趣旨を述べられたことは、大いに、多とするところである。

それにもかかわらず、日本人の一部には、マ元帥の交替が、合衆国外交政策の根本がいわゆる欧洲第一主義であることを端的に物語るものであるとして、不安の念をもつにいたつたことは、否定すべくもない。合衆国

政府が、上述の通告や声明に盛られているところを、今後、強力に実施されることが、この日本人の不安を一掃する最善の途であろうと考える。なお、又、機会あるごとに、合衆国政府が欧洲問題に対すると同じく極東問題に深い関心を有せられることを表示してゆかれることが、極東全体の合衆国に対する期待と信頼をつないでゆく上に必要であろうかと考える。

二 対日平和條約

平和問題については、先般提示された條約案のラインに沿うて、一日も早く、結実することを熱望する。條約案の作成に当り、合衆国が、常に、連合国に対すると同様日本にその意向を伝達して日本の意見を徵せられるその好意ある取り計いに対しては、感謝に堪えない。隨時提出した意見は、合衆国の誠意に答えて條約の実施を円滑にし他日の紛議をなからしめようとするところからきたもので、他意あるにあらざるを諒承ありたい。

日本政府としては、平和條約の締結によって、自主独立の国となつた上、自由陣営の一員として連合諸国とくに米国と政治的に、経済的に、文化的に強力に提携し協力してゆく覚悟であることを保障いたしたい。

(イ) 平和條約案について、技術的な諸点については、事務当局から、貴方の見解を照会させる点もあるかと思う。ただ自分としては、現在日本人の関心の中心となつてゐる信託統治について、合衆国が信託統治者として問題の諸島の施政を行わるるに當つて、これらの諸島と日本との間に従来存在していた社会、経済、文化の関係をなるべく破壊しないで、そのまま持続してゆけるように、配慮ありたいことを、特に、お願ひいたしたい。

(ロ) 日米安全保障協定案については、これまた、技術的な諸点について、事務当局の意見を提出して貴方の考慮を願つておる。協定案の諸原則について、自分は全然賛成である。再考を願つたのは、実施の場合わが方の実施機関と駐屯軍当局との間に円満な協力が行われるようにするためと、今ひとつは、国会方面で関心を示している諸点について支障がなければ協定の一部としてこれに知らしたがよかろうと考えたためとであつ

^{†1} 4月17日午前、大磯にて井口次官と西村局長が吉田総理に説明。

た。事務当局間の話合で、これらの点は、短時日に諒解がつくと確信している。

(iv) この日米協定が暫定的性質のものであることは、自分のよく了解しているところである。恒久的な安全保障取極が何らかの形で作成されねばならない。それには、時日が必要であろう。いわゆる太平洋條約問題に対する合衆国政府の意向なるものは、断片的な新聞情報しか知らないが、大体「いまだ機熟せず」というにあるように了解する。日本政府としても、この問題は、平和條約が実施されて日本が合衆国その他の諸国によって恒久的な安全保障取極の当事国となる資格があると認められるようになった場合に、初めて、現実問題として考慮を加えるべきものと考えておる。

この点に関連して、マニラ、カンベラ、ウエリントン当局は、どのような考であるであろうか。又、極東における東西対立の情勢は、今後どのように発展するであろうか。又、仮りにソ連及び中共をぬきにして対日平和條約が成立する場合ソ連及び中共がどのような反応を示すであろうか（この点は、正直な日本人の一部で、とくに、問題にしているところである）。予想されておる日米協定は、よく、これらの事態に対処し得るであろうか。これらの点について、御感想を伺えれば幸甚である。

三 経済協力

日米間の経済協力が、前回の会談の後、漸次具体的になってきていることはうれしい。自分は、日米経済協力といつても、その前提は日本が自力で自分の経済の整備と強化に万全をつくすにあると考えている。（民間の「援助援助」の呼び声には反対である）。その上で、自力ではどうともならぬところを米国の援助によって補うということになる。合衆国でも、ひろい意味での米国経済のうちに包摃された日本経済というものを考えて、われわれに力をかしていただきたい。経済の各分野で、それぞれ具体的な結論ができるにつれ、直ちに、実行に移したいと考え、総司令部を通じて不斷に連絡して、そういう具合に進めさしている。今後いよいよ推進すること

にしたい。

四 占領改革

前回の会談で、占領改革について、自分の希望を述べたことがある。政府の所見をマ元帥に差し出し、その写を貴方におとどけするという打合になっていた。御滞京中にはその運びにいたらず、貴使の離日後、マ元帥には数回口頭で素志を述べマ元帥から書面にまとめて出すようにとの話であった。事務当局によく研究させ漸く案ができあがつたとき、マ元帥交替となってしまった。御参考までに、研究の結果たる書き物を差し上げる。それで、自分の素志を御承知ありたい。

五 平和條約の調印者

自分が、平和條約署名の全権たることを忌避しているというので、貴方において失望しておられるやの話を、最近、伝聞した。自分は、條約の署名がたとえばワシントンで行われるような場合には、政府首班として、東京を留守にしにくい事情があり、更に、わが国外交界の長老であり前総理であり、且つ、衆議院議長の職にあつて講和問題の超党派的処理のため心胆をくだいておられた幣原喜重郎氏がおられたので、同氏に全権をお願いするのが一番適当ではあるまいかと考えていた。そういうところから、自分が全権を忌避しているように思われたのではないかと思う。幣原先輩が物故された現在では、自分の心境はおのずとちがう。事情さえ許せば、自ら署名して責任を明らかにする心構である。

六 平和條約調印の場所

平和條約の調印を行う場所は、合衆国の決定にまつところである。在京の米国関係筋から東京をリコンメンドされるようなことも聞いておる。東京を選択される場合には、会議開催について、日本政府が、できる限りの協力をいたすことは、申すまでもない。

英國の平和条約案について

極秘

英國の対日平和條約案

(一九五一、四、一七作成)

四月十七日午後外交局においてフィアリーから内示された英國の條約案は、次のようなものである。米案と対比して、どういう意見をもつか、よく考えて、回示してほしい。日本側の意見をしんしやくして、英國と話合をしたいとフィアリーはいっていた。

英條約案の大綱

英案は、十章四十條からなり、附属書が五箇ついている。

英案は、概言すると、イタリア平和條約と同型で、戦勝国に戦敗国に対する講和である。

前 文

日本は軍国主義政権の下にドイツ及びイタリアと三国協定の当事国となり、侵略戦争を企て、それによって連合国と戦争状態をひき起し、その戦争について責任を分担していること、並びに、連合国の勝利の結果日本の軍国主義政権は崩壊し、ポツダム宣言に従つて、無條件降伏し、降伏文書に署名したことを述べ、更に

日本は、戦争の結果たる懸案の諸案件を解決し、世界人権宣言の原則を受諾し適用するを得しめ、連合国との友好関係の基礎となるような平和條約の締結を希望することを述べ、

よつて、連合国と日本は、戦争状態の終結に合意して、ここに、次のような平和條約を締結することになった趣旨を述べてある。

第一章 領域條項

第一條 日本の領土として残る地域を東西南北にわたつて緯度と経度で劃定

する。注意すべきは、南西諸島は北緯三十度（米案は二十九度）できり、又、北方では、色丹が日本に属することを明記してある。頗る精密な長い條文である。

第二條 朝鮮に対する主権の放棄

第三條 南樺太と千島列島のソ連邦帰属

第四條 台湾と澎湖島の中国（チヤイナ）帰属

第五條 琉球、小笠原、硫黄の主権放棄と信託統治の承認

第六條 旧南洋群島に対する米国の信託統治の承認

第七條 南極洋地域に対する請求権の放棄 将来もかような請求をしないとの約束が附加されてある。

第八條 第二條ないし第七條に定められた地域にある公私の財産について一切の請求をなさないことを約する。

第二章 政治條項

五つの款にわかれ、第九條ないし第二十條の二十二箇條をふくんでいる。

第一款 好ましからぬ（アンデザイブル）政治団体

第九條 発出されたスキヤップの覚書を引用し、極右及びテロリスト、ソサエチーズを日本は解散したことを述べ、その再生を許してはならぬことを定めている。（イタリア條約第十七條にあたり、それより詳しい規定である。）

第二款 連合国と協力した日本人の保護

第十條 戦争中連合国と協力した日本人を、そのために、迫害してはならぬ。（イタリア條約第十六條にあたる。）

第三款 中国における特殊権益

第十一條 中国における特殊権益の放棄を規定する。

放棄される権益を具体的に列挙している。（イタリア平和條約の第二十四條ないし第二十六條にあたる。）

第四款 國際條約

第十二條 対イタリア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、フィンラン

ド諸平和條約を承認する。

第十三條 国際連盟の清算に関して協定されたものを受諾する。(イタリア
條約第三十九條にあたる。)

第十四條 コンゴ盆地條約(一九一九年)にもとづく権利を、放棄する。
(イタリア條約第四十二條にあたり、イタリアの場合より酷である。)

第十五條 ローザンヌ條約(一九二三年)の第十六條によつて有する権利
(小アジアにおける旧トルコ領域の処分に関するアカデミックな
権利)を放棄する。(イタリア條約第四十三條にあたる。)

第十六條 モントルー條約(一九三六年)によつて海峡について有する権利
を放棄する。

第十七條 国際決済銀行に関する條約(一九三六年)によつて有する権利を
放棄する。

第十八條 その他の国際條約であつて平和條約後も有効である種類の條約を
列挙してある。(イタリア條約の場合には、特別の規定をおかず
当然有効なりとの解釈をとつた。)

第十九條 日本が参加すべき條約を列举している。

第五款 二国間條約

第二十條 非政治的な二国間條約については、連合国が、平和條約実施後一
年間に、日本に通告すれば、通告後三箇月にして、効力を復活す
るとしている。(イタリア條約第四十四條にあたる。)

第三章 戦犯

第二十一條 米案(第十二項)と同趣旨。

第四章 占領の終了

第二十二條 占領軍は、平和條約実施後九十日内に撤退しなければならない。
但し、別に二国間又は多数国間の條約によつて軍隊が残留する
ようになつているときはこの限りでない。
占領軍の撤退の際微発された物資で残つているものや資金で未

使用のものは、日本に返還する。(イタリア條約第七十三條に
あたる。)

第五章 戦争から生じた請求権

本章は、イタリア條約第六編にあたり、規定の内容も似たところが多い。

第一款 賠償

第二十三條 既に引渡した施設賠償を以て打ちきることとなつてゐる。但し、
連合国によつて差し押さえられている日本の地金や宝石類(いわ
ゆるジャパニス・ゴールド)は米、英、中国(ここでは明かに
中共政府と書かれておる。)ソ連に引渡され、四国間の協定に
従つて分配さるべきであるとなつてゐる。

第二款 連合国財産の返還

第二十四條 一九四三年一月五日の連合国宣言の原則による、いわゆる掠奪
財産の返還に関するものである。内容は、イタリア條約第七十
五條と全然同じである。

第三款 日本による請求権の放棄

第二十五條 直接戦争から生じたか、又は一九三九年九月一日以後ヨーロッ
パにおける戦争状態の存在によつて連合国がとつた行動から生
じた日本の連合国に対する請求権を一切放棄することを定めて
いる。

内容は、イタリア條約第七十六條と同じである。

放棄すべきものとして、イタリア條約の第七十六條一項の(イ)、
(ロ)、(ハ)、(ニ)に加えて、日本の場合には、(ホ)日本捕虜のなした仕
事又は役務についての請求権と(ヘ)捕虜についての請求権又は債
権(連合国捕虜の給養費が主なものであろう。)を足してある。

第六章 財産、権利及び利益

本章は、イタリア條約の第七編にあたり、内容も殆ど同一である。六款か
らなつてゐる。

第一款 在日連合国財産

第二十六條 開戦の日に日本に在った連合国及び連合国人の財産の返還に関する規定であつて、内容は、イタリア條約第七十八條と同じである。

損失補償額が、イタリア條約では、「被つた損失を償うために必要な額の三分の二」とあるところが、日本の場合には一〇〇%となつてゐる。

第二款 連合国の領域に在る日本の財産

第二十七條 連合国の領域内に在る日本及び日本人の財産を各連合国が差押、留置、清算しうることを定めている。内容は、イタリア條約第七十九條と同じである。但し、この処置を免除される財産のうちに大公使館財産と宗教又は慈善団体の財産があげられていない。(すなわち、イタリア條約第七十九條六項の(イ)、(ニ)、(丙)にあたるものだけが免除されることになつてゐる。)

第三款 中立国及び旧敵国（オーストリアを含む）に在る日本財産

第二十八條 スイス、スエーデン、ポルトガル、アフガニスタン、タイ等の中立国及び独、伊、オーストリアに在る日本の財産を特定の連合国（各国について一又は数箇の連合国を指定してある。）が取得しうることを定めてある。

右財産のうちスイス法貨は、戦争中日本に抑留された連合国の捕虜又は抑留者に対する救済を行つた諸政府が特別の権利を有するものであることが、特に、留保されている。（この條項は、イタリア條約にない新規なものである。日本に対する追求まさに急なりとの感をもよおす。又、中立国名とそこにある日本財産を取得する連合国の表を一見して、敗戦を痛感せざるを得ない。）

第四款 日本に在るドイツ財産

第二十九條 日本に在るドイツ財産は連合国のドイツ財産処理委員会の処分

に委せらるべきことを規定する。（これは、占領当局の命令によつて処分済の事柄である。イタリア條約第七十七條五にあたるが、これより詳細に規定されている。）

第五款 金銭債務

第三十條 戦争前に存在した債務及び契約並びに取得された権利から生ずる金銭債務は、戦争によつて影響を被らぬことを定めている。イタリア條約第八十一條と同趣旨である。

第六款 戦前の請求権

第三十一條 戦前に発生した財産の喪失若しくは損害又は身体傷害、虐待及び死亡についての請求権で連合国人から、又は、連合国人に代つて連合国政府から提起されるものは、戦争の故に、無効となるないで、日本に賠償責任があるとする。

（全く新規な規定である。戦争前日本の中人圧迫時代に身体財産について損害をうけた連合国人のための規定である。英國新聞記者フライシャー氏の事例をフィアリーは、あげていた。）

第七章 一般経済関係

第一款 一般関係

第三十二條 日本は、通商航海條約の締結されるまで、相互條件の下に、通商航海上の各種事項について、無條件最惠国待遇又は内国民待遇又は衡平待遇を許すべきものとされ、各事項を詳細に列挙していく、ほとんど、通商航海條約の内容を尽した感がある。イタリア條約第八十二條一にあたるが、比較にならず詳細である。

第二款 民間航空

第三十三條 航空協定を締結するまで、日本は各連合国に対し無條件最惠国待遇又は平和條約実施のとき各連合国が享有している待遇より不利でない待遇を與えなければならぬとする。

（米案が、期限三年をつけてゐるところを除けば、大体両者に

差異がない。英國も、日本に民間航空をやらせることに異存はない。)

第三款 漁業

第三十四條 (イ)日本は将来極東水域（ファー・イースタン・ウォータース）における漁業について締結される漁業協定に参加する。

(ロ)前記の協定が締結されるまで、日本は極東水域における保護漁場（コンサーヴド・フィッシング・グラウンド）に出漁しない。

（これは、米案に二月七日付総理ダレス往復文書の内容を加えたものである。）

第八章 紛争の解決

第三十五條 (イ)第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十六條、第三十條（すなわち債権、財産関係の事項である。）に関する紛争は、特別法廷に付託する。

(ロ)その他の條項に関する紛争は、二箇月内に外交手続で解決されないときは、国際司法裁判所に付託する。

第九章 雜則（ミセラネアス・クローゼス）

第三十六條 墓地に関する規定

第三十七條 條約用語の定義に関する規定

第三十八條 付属書は、條約の不可分の一体をなすことを規定する。

第十章 最終條項

第一款 加入

第三十九條 加入に関する規定。イタリア條約第八十八條にあたる。

第二款 実施

第四十條 條約は、米、英、ソ、中、比、パキスタン、インド、インドネシア、セイロン、フランス、オーストラリア、ビルマ、ニュー・ジーランド、オランダの十四国（但し英、米を含まねばならぬ）が批准書を寄託したとき実施される。

（日本の批准は、発効の要件でない。イタリア條約第九十條と同じである。英案は、あくまで、日本の無條件降伏を貫徹している。）

付 属 書

付属書は五箇ある。

第一付属書は、條約第一條に対応する地図である。

第二付属書は、「一定の種類の財産に関する特別規定」である。イタリア條約の第十五付属書と全く同じである。

第三付属書は、「保険」である。イタリア條約の第十五付属書ろにあたる。内容は、極めて詳細でヴェルサイユ條約の規定を思わせる。

第四付属書は、「捕獲審査所及び判決」である。

イタリア條約の第十七付属書と同じである。

第五付属書は、「契約、時効及び流通証券」である。

イタリア條約の第十六付属書と同じである。

「付記」 この條約案には、安全保障に関する規定はない。英國で問題にされていると報ぜられる船舶やテキスタイルに関する制限規定もない。日本の再軍備に関する規定もない。

なお、四月十八日フィアリーから次官へ、英國は、これらの点についてその立場を留保していることを連絡してきた。

吉田・リッジウェイ^{†1}・ダレス会談

リッジウェー、ダレス、吉田三者会談記録

(四月十八日午前十一時、総司令部において)

先づダレスより対日講和条約に関する米國政府の政策はマッカーサー元帥の解任によつても何等の変更は無く又講和条約の内容も先般訪日した際に日本側に示した大綱に変更はない。或は連合國側に対して若干の譲歩を余儀なくされるかも知れないが大なる変化はない故、安心あり度い旨の話があつた。

統いて日本側には何等かの新事態の發生はなかつたかと問うたので総理より日本側に於ては変化はない、假に変化があつたとすれば成るべく速やかに多数の國家との間に講和を締結すべきであるとの自覚が國民一般に浸透して來たことである。即ち今回の地方選挙に於て自由黨の對外政策が國民に支持せられ必ず自由党が勝利を博するものと信じている。國民一般は今や全面講和や永世中立が実現不可能であることを悟つて來ている。之を称えるものは或は無知か或は共産主義の道具であるかの何れかであると考えるようになつて來て居ると答えた。

ダレスは二十三日に工業俱楽部に於て演説する予定の所、日本側としては如何なる問題を取上げることが適當と考えるかと問うたので総理より全面講和と永世中立の非現実性を説かれ度いと述べた。

此時リッジウェイ中将より総理に向ひ、昨日総理が共産党に関して述べられた所をダレスに繰返され度い旨要請があつたので総理より政府としては共産党に対する國民の認識も極めて明瞭になって來て居るので今や共産党を非法化すべき段階に來ていると考える旨を述べ、マ元帥は講和条約を待つ方が良いのではないかとの意見を述べられたが総理の判断では二年前迄ストラ

イキ、サボタージ等により國內治安を乱して居た共産党がマ元帥の強硬政策の結果今や表面上は消極策に転じて居るが講和条約が締結せられ米軍の威圧が減ずれば何時再び破壊的政策を取るに至るやも知れず寧ろ占領期間中に非法化することが適當と信ずる旨を述べたのに対しダレスは終始頷いて居た。

総理は更に日本は無条件降伏をしたが無条件であると同時に男らしい (manly) double game 降伏した積りであり苟もダブルゲームを行うような事は絶対にない所であり此点マ元帥も認める所であったと述べ、マ元帥には屢々会見して、時には不愉快な申入も行って來た。今後もリッジウェー司令官にも申入れることがあろうと附言した (ダレス、リッジウェー共に咲笑)。

其處で本日は占領中の各種の改革に関し、中には現在の状勢に適合しないものもあり、又日本の風俗習慣に適して居ないものもあり此等の点については占領期間中に改正すること然るべき旨を先般ダレス氏來訪の際にも申入れ其後マ元帥よりも原則的贊意の表示があり検討の上マ元帥に要望書提出の段取となつて居た処、今回の事件となりマ元帥への提出の機会を失した訳である。本問題については既に検討を終つて居るので本日新司令官 (^{new} ニュー・ス SCAP キャップ) full knowledge に対しダレス氏のフル・ノレージの下に提出する次第であると述べ書物を手交す。

リッジウェイ中将より國內治安の問題に關連し警察の機能は如何との質問があつたので、総理より警察予備隊は一端有事の際、大丈夫であると断言し得るや否やはわからないが長官には林 (増原の誤り) と云う内務畠のしつかりしたもののが居り一應健在であると思うと答えた。

^{†1} リッジウェイ (Matthew B. Ridgway) 連合国最高司令官。

^{†1} 『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』第2冊、pp.606-611を参照。

吉田・ダレス会談(第1回)

四月十八日午后三時ないし四時

総理ダレス会談記録

三井本館にて

ダレス、ジョンソン、バブコク、フィアリー、シーボルト

総理、井口、西村

ダレスより左の趣旨の話があつた。

一、自分達は、前回の東京会談後、比、濠、新西蘭を訪問して帰華した。各地での会談の模様は、比では、政府、議会の指導層に対して、日本から賠償をとることの困難性を対独賠償問題の経験を例にとって説明した。相当彼等の理解を得たと思う。但し、何らかの形で賠償をうけるべき政治的理由を彼等がもつてゐることは、諒とすべきであろう。比人の理性は納得さしても、感情上の条件は変りにくい。
エモーシナル・コンディション

濠では、新西蘭代表も加えて会談した。ヴェルサイユ条約の例をとり平和条約に軍備制限の条項を設けることの不可なること、それはジンゴイスムを激成し条約を破壊する方向にみちびくだけであることを説いた。彼等は諒解したようだ。しかし一般濠州人にとり共産主義の脅威は遙かなもので切実感がうすく、却つて前の戦争の記憶が鮮かであつて、対日恐怖はなかなかぬけきらぬものがあることを認めねばならぬ。

濠、新両國の首相と両國に対する侵略があつた場合米國が両國を援助するというような安全保障上の了解案について議論した。目下案文を作成中で自分達の華府出發前に殆ど完成に近づいていた。東京滞在中に完成の吉報があると思う。近く行われる総選挙の結果政府党が破れるようなことがあれば、平和条約問題に大きな影響があろう。総選挙の結果は、自分達の

関心をもつところである。

新西蘭では、外交は超党派的に処理されておる。野党首領ナイスにも会つた。ここでは余り問題はないようである。

二、華府に帰つてから条約案を作成した。条約案の大綱は、ロスアンゼルスの演説で述べた。これは条約案を各國に交付すると洩れる懸念があつたので、予めわれわれの方で要旨を公けにしたのである。案の定、テキストは素破抜かれた。条約案は、國務、國防、司法、財務などの関係各省すべての意見をまとめて作つたものである。

三、条約案は、十五箇國に交付した。意見の回示を求めている。ソ連とは、帰華後話合を再開しようと思いマリクに会見しようと試みたが、彼は、モスクワの訓令を求めたようで回訓に従い、話合の打切を声明した。でも、条約案は、ソ連大使に送付しておいた。ソ連は、イズヴェスチヤ紙の論説などに従ふると、依然対日平和条約は四大國間で、まず、話合うべきだと主張しているらしい。巴里外相代理会議において対日平和について四国外相会談をソ連は提議するだろうとの情報があつたが今日までそのことはない。

四、英國は、最近その条約案を提出した。昨日内々お見せしたものだ。詳しい内容のものである。日本側の意見をだしてほしい。われわれの英國との話合に際し有益な資料となる。英國の使節団が来週華府に来る筈だから、この会談の参考になる。

英國案には日本の經濟的活動に対する制限がない。船舶についても規定がない。英國大使は、これらの事項は今回の平和条約案に規定がないが、これはその主張を放棄したものでない。英國はその立場を留保するといった。

英國は、中共の問題を提起した。台湾の地位の問題も提起した。英國は、これらの問題をどうしようというのか。眞剣にそう考えているのか。單なる中共に対する政治的ジェスチャーなのか、自分には、解らない。自分は帰華後英國にゆくつもりだが、それまでは解るまい。

五、自分は、日本政府と日本國民の^(奥)与望に應じて、条約の締結に努力する。われわれは、既に多くの困難を克服した。残る困難も克服しうると信ずる。

米國政府と米國人は、眞の平和を確立するために邁進する。人はかわっても、この決意は変らぬ。人事に有為転変があつても、底には、変らぬ精神が生きている。

以上、一般的な話があつてから、次のような特殊事項について話があつた。

六、対比賠償問題

イタリア条約にある生産物賠償の方式は、日本經濟と米國經濟にそう悪影響を及ぼさないであろう。イタリアは、ソ連、アルバニア、エティオピア、ギリシャ、ユーゴーなどに対し生産物賠償の義務を負うている。そのうち、うまく運用されているのは対ギリシャだけと承知している。

日本が、かような方式の賠償をする可能性を考えられるよう希望する。なんとなれば、これは(イ)日本としてエコノミック、バーズンとならずして行う可能性があり、又、(ロ)日本の対比ゼスチュアとして、また、日比間の通商の再開に貢献し、そして、平和条約の締結を容易にするからである。

七、在日連合國財産に対する補償問題

原案にあるような補償に関する詳細な規定を条約面にだせば、この種の請求を多額にもつ英米にはいいけれども、その他の國で賠償を強く要求している國（例えば比の如き）は、日本は賠償支拂能力なしといいながら或る連合國には大いに補償金を支拂っているではないかとの攻撃を引き起さず心配があると考えた。民衆は、一國の対内支拂力と対外支拂力とが違った性質のものであることを理解しないものだ。そこで、米國は、日本の國内法に一任する方式を提案した。これに、英國が同意するかどうかは、まだ、解らない。英米間の話合で結論ができるまで、補償に関する日本國內法の準備の方は手控えにしておいてよろしい。決定次第連絡する。（新方式に日本がすでに同意していることを、フェアリーからダレスに説明した。ダレスは、その辺のことを通報されていなかつたようである。）

八、日米協定の追加文書の修正問題

この追加文書を少し改めたい。(イ)「國連軍」とあるがこれは正確でない

から、「國際連合諸國の軍隊」というような表現にしたい。(ロ)「朝鮮」に地域が限定されている。この限定をとりたい。将来不測の事態に対応するため、朝鮮以外の地域における作戦も予見しておくがいいからである。日本に反対されると困る。(当方から、オー、ノーというて全員笑いだした。)

九、会議開催地の問題

調印のための会議があるような場合、場所について総理に御考えでもあるか。

(総理 別にない。)

東京とする場合、日本はどう思う。フェミリエーティングとはとるまい。

(総理 そうは思はない。華府が会議地になると、自分は、内政に対する責任から、行けない。佐藤参議院議長にお願いするつもりでいる。以前は、故幣原議長を考えていた。東京で開催されるなら、自分が全権として署名する。)

日本は、強力な責任を負える立派な代表を出されたい。ヴェルサイユ会議における独乙代表のように名もない風体も珍妙な者を出して笑われないようにされたい。（とヴェルサイユ会議の思い出話をして笑う。）

十、行政協定に対する日本の意見

日本の意見は、華府での関係者が多く、いまだ、結論がでていね。でし
だい日本に連絡する。(ジョンソン)

英國その他の國における経験に照らして、米國側からも修正ができるかも
知れないと考えておる(ダレス)。

十一、行政協定の公表問題

行政協定は、公表しない。協定があるということと大体どんなものか位
を説明するにとどめる考え方である(ジョンソン次官補とふたりでこの趣旨
をのべた。)

総理から、ダレスの話に対し謝意を表し、よく研究した上、何か言うこ
とがあれば連絡しよう。自分は二十一日大阪に遊説にゆく、と述べられ、

ダレスは、自分達は二十三日夕方出發して帰國する。二十三日朝も一度お会することにしようと答えた。

(以上)

~~~~~

75 昭和 26 年 4 月 20 日<sup>†1</sup>

### 英國の平和条約案に対するわが方意見

April 20th, 1951

Observations on the British Draft Peace Treaty for Japan

#### A. General Observation

The British draft possesses, as is plainly indicated in the Preamble, the character of a peace treaty to be imposed by the victor on the vanquished, who has unconditionally surrendered. Such a treaty would mean, as Mr. Dulles told the Prime Minister the other day, a repetition of the mistake of the Versailles Treaty. It would inevitably cause a great disappointment to the entire Japanese people, and utterly destroy the desire and enthusiasm which the American draft had done so much to awaken among them to contribute to world peace and security in concert with the Allied Powers.

The contents of the treaty are patterned after the provisions of the Italian Peace Treaty. But the conditions of Japan in 1951 differs radically from those of Italy in 1947. Nearly 6 years have elapsed since the war's end, during which Japan under the Allied occupation has faithfully observed her surrender terms, and the various problems arising out of war have been

disposed of for the most part. With demilitarization thoroughly carried out and democratization rapidly progressing, the nation is ready and resolved to assume the role of a free and independent nation. The British draft contravenes the reality of this situation. It contains too many detailed stipulations, which seem no longer necessary or pertinent.

All in all, the American draft is by far more realistic, and preferable. It is most earnestly hoped that the United States will, according to its established policy, continue its endeavors and succeed in realizing the American draft.

It may be added that the Japanese people, now well aware of the contents of the American draft, are hopefully looking forward to a peace treaty as outlined therein.

#### B. On Specific Provisions

Most objectionable features of the British draft are:

The Preamble

Article 9 (Undesirable political organizations)

Article 10 (Protection of Japanese who collaborated with Allies)

Article 14 (Congo Basin Treaties)

Article 23 (Provisions on bullions, precious stones, etc.)

Article 28 (Japanese property in neutral countries and former enemy countries)

Article 31 (Prewar claims)

Article 34 (Paragraph 2 on fisheries)

Article 40 (Enforcement)

These provisions are totally unnecessary in practice. They would only serve to injure the national sentiment of the Japanese people and give rise to a situation contrary to the very objectives of the provisions.

However, in case it is contemplated to adopt some portion of the

<sup>†1</sup> 同日午後、井口次官よりシーボルト大使へ交付。

British draft, the Japanese government would suggest certain points, as listed below, which from the Japanese point might well be incorporated in the American draft.

#### PART I. Territory

Japanese ownership of the island of Shikotan is plainly stipulated.

#### PART IV. Termination of Occupation

The provisions of this chapter are deemed desirable for insertion in the American draft.

#### PART VI. Property, Rights and Interests

The Section 5 regarding debts may well furnish the basis for settling the question that will arise after the coming into force of the peace treaty. It may be advisable to have this incorporated in the American draft.

#### C. On the Annexes

There are here nothing to be cited as objectionable. But some of the matters have already been executed under occupation, while with respect to others any questions that may arise after peace can be solved according to general international usages, or by diplomatic negotiation. What is desired is that the coming peace treaty shall be a document as simple and concise as possible.

(和文原案)

極秘

#### 英國の対日平和條約案について

#### 全般的な意見

英國案は、前文に最も明瞭にでているように、無條件降伏をした敵国に対し戦勝国の課する講和條約の性質を有する。かような條約は、必ず、日本国民全体に深い失望感をもたせ、先日のダレス氏の總理に対する話のようにヴェ

ルサイユ條約の経験を繰り返すこととなり、折角米国案によって喚起された、連合国と相携えて国際の平和と安全の維持に寄與せんとするその意欲をス poilするであろう。

條約の内容は、多くはイタリア平和條約の條項を踏襲しておる。日本の場合には、イタリアの場合と異なり、終戦後六年に近い年月が経過し、その間に、連合国の占領管理の下に、戦争に起因する諸件案の処理が完了しておる。また日本の非軍事化や民主化の基礎は漸く確立し、今後自からの責任で維持して行こうと決意しておる。英國案はかかる現実の事態の推進と完成とを妨げるものである。この見地から英國案の條項のうちには、もはや必要を感じられないもの、又は、しかく詳細に規定する要のないものが少くないように思われる。

概言すると、米国案が、はるかに望ましくあり、現状の事態に即応し合衆国において、あくまで既定方針どおり、米案の実現に努力されるよう衷心希望し、その成功を念願するものである。

米国案が衆知となり、國民もよろこんでこの線で條約を締結することを期待していることを付加したい。

#### 各條項に対する個別的な意見

原則として、すべて、米国案が採用されることを希望するので、ここには、もしも米国が幾分英國案を採擇されるのなら、英國案のうち、日本からみて、米国案にも採用されたがいいかと思われる数点を掲記するにとどめた。

しかし、英國案の前文、第九條（好ましからざる政治団体）、第十條（連合国と協力した日本人の保護）、第十四條（コンゴー盆地條約）、第二十三條（地金宝石類に関する規定）、第二十八條（中立国及び旧敵国にある日本財産）、第三十一條（戦前の請求権）、第三十四條（漁業の第二項）、第四十條（実施）の諸條項は、事実上全く不必要であるのみならず、徒に日本の国民感情をきずつけ規定の目的とは逆の事態を招来すべきものもあり、日本にとり、まさに望ましくない規定と感ずることを付加しておきたい。

#### 第一章 領域條項

色丹が日本の領域に属することを明記している点は、好ましい。

#### 第四章 占領の終了

この章の規定は、米案に、加えてもよろしいかと思う。

#### 第六章 財産、権利及び利益

第五款金銭債務の規定は、平和條約実施後に起るべき問題の解決の基準として、米案に加えられたが望ましいかと思う。

#### 附 属 書

附属書記載の事項については、とくに、反対すべき理由はない。しかし、これらのうちには、既に占領管理の下に、指令に基いて実施された部分もある。又、平和條約実施後において問題が起れば、国際的の一般慣行としてこれらの準則により又は外交交渉によって処理できるであろう。平和條約は、できるだけ簡潔な文書たらしめたい。

~~~~~

76 昭和 26 年 4 月 20 日^{†1}

日米安全保障協定案に関するわが方の疑問点について

Concerning the Character of the Proposed Japanese-American Agreement.

1. The view the American government maintains with respect to the proposed Japanese-American security agreement has been made clear by the Dulles Mission as well as by the recent communication. That is to say:

Japan without armed forces is not in a position to participate in any "collective arrangement based on continuous and effective self-help and mutual aid" mentioned in Paragraph 3 of the Vandenberg Resolution. Until such time when Japan shall become capable of self-

^{†1} 同日午後、井口次官よりシーボルト大使へ交付。

help and mutual aid the United States cannot undertake to guarantee Japanese security, which would mean a unilateral commitment on her part. Japan is not qualified to be a party to a collective self-defense arrangement, such as is envisaged by Article 51 of the U.N. Charter. This American view is fully understood by the Japanese government.

2. On the other hand, it should be noted that the proposed Japanese-American Agreement is entitled: "Agreement for collective self-defense made pursuant to the provision of Article 51 of the Charter of the United Nations." Furthermore, the American memorandum of December 28, 1950, addressed to the Soviet Union says under (4): "..... make it reasonable for Japan to participate with the United States and other nations in arrangements for individual and collective self-defense, such as are envisaged by the United Nations Charter and particularly Article 51 thereof. These arrangements could include provision for the stationing in Japan of troops of the United States and other nations." From the foregoing it would seem impossible to avoid the conclusion that the proposed agreement has for its background the assumption that a menace to Japanese security is equally a menace to American security and in this objective fact there exists naturally a relationship of collective self-defense between the two countries.

Now the draft-agreement as it stands, raises several questions:

- (a) Is the stationing of American troops in Japan to be considered as being based solely on Japanese request, having no reference to any provision of the U.N. Charter?
- (b) In the event of an armed attack against Japan, the American troops in Japan would presumably resort to military action. Is such military action to be viewed as the exercising of Japanese right of self-defense? Or, is it be regarded partly as invocation of

America's inherent right of self-defense?

(c) Supposing an American-controlled territory in the Japanese area (e.g. Okinawa) is attacked, and the American forces stationed in Japan resort to military action, Japan as an American base would naturally extend assistance and cooperation. How is such assistance and cooperation by Japan to be explained except in the light of Japan's invocation of her right of collective self-defense?

3. In this connection, it may be recalled that Iceland, an unarmed nation, is a signatory to the North Atlantic Treaty. Again, the fact a nation is for the time being incapable of affording mutual aid in terms of armed strength, need not prevent the United States from adopting, under Paragraph 4 of the Vandenberg Resolution, a formula which, without involving a treaty obligation, would contribute "to the maintenance of peace by making clear its determination to exercise the right of individual or collective self-defense under Article 51 should any armed attack occur affecting its national security."

It is from such considerations as these that a new wording was suggested for Paragraph 5 of the Preamble of the draft agreement. In case, however, it should prove impossible to alter the text of the Paragraph in question, it would seem necessary to reconsider the title of the present Agreement.

(和文原案)

極秘

日米協定案の性質について

一、日本政府当局は、ダレス使節団との会談及び今回の意見回示によつて、「日本は兵力を有しないからヴァンデンバーグ決議第三項にいわゆる「自

助と相互援助に基く……」集団的取極の当事国たり得ない立場にある。日本が自助及び相互援助をなしうるようになるまでは、合衆国は一方的に日本の安全を保障するコミットメントに類することはなし得ない。従つて、日本は国連憲章五十一條に予定された本格的な集団的自衛取極の当事国たり得ない。」という合衆国政府の見解は、よく諒解した。

二、しかし、日米協定案の表題は「……国連憲章第五十一條の規定に従い作成された……集団的自衛のための……協定」となつておる。又、一九五〇年十二月二十八日付国務省の対ソ覚書の四において、「……日本が合衆国及び他の国とともに、国連憲章及び特にその第五十一條に予定された個別的及び集団的自衛のための取極に参加することを妥当ならしめる。これらの取極は合衆国及び他の国の軍隊を日本に駐屯させる規定をふくみうる。」とある。これによれば、本協定は、実質的には、日本地区の安全に対する脅威はひとしく米国の安全に対する脅威であるという客観的事実に基いて両国間に集団的自衛関係が当然に存するとの考をその背景とするものと、解釈せざるを得ないように思われる。

そこで現状のままの協定案では次のような疑問を生ずる。われわれとしては、

- (イ) 合衆国が日本に軍隊を駐屯されるのは、もつばら日本の要請に基くものであつて、国連憲章の條項とは関係を有しないものと説明すべきであるか。又、
- (ロ) 仮りに日本に対する武力攻撃が発生した場合、日本にある米国軍隊は軍事行動をとるであろうが、この軍事行動は、日本の自衛権の行使としてなされると説明すべきか、それとも同時に合衆国の固有の自衛権の発動の性質をも有すると説明すべきであろうか。さらに、
- (ハ) 仮りに日本地区における合衆国の支配下にある地点（たとえば沖縄）に対する武力攻撃が発生したときは、日本にある米国軍隊はこれに対し軍事行動をとることとなり、この場合日本は、当然、米軍の作戦基地としてこれに協力することとなるであろう。日本のこの相互援助的な行動

は、いかに限られたものであつても、日本の集団的自衛権の発動と説明する外ないのであるまい。

以上のような疑問に対して、協定案には、回答を與える根拠となるべき文言がないように思われる。

三、この点に関し、アイスランドのごとき非武装国も北大西洋條約当事国となっている例がある。又、ある国がさしあたり武力により相互援助なし得ない事実は、その国について合衆国が、少くとも、ヴァンデンバーグ決議第四項の趣旨により、條約上の義務とならない形式で、「合衆国の国家的安全に影響する武力攻撃が生じた場合に、第五十一條に基く個別的又は集団的自衛権行使する決意を表明することによって平和の維持に寄與することをおこなわれることを妨げるものではあるまい。そういう考え方から、われわれは、日米協定案の前文第五項について、新しいワーディングを提案した次第であった。

~~~~~

77 昭和 26 年 4 月 21 日

#### 英國の平和条約案に対するわが方の逐条的見解について

極秘

英國案に対し口頭陳述したるわが見解

(四月二十一日西村條約局長、フィアリー会談「午前十時—午後三時三十分」)

(<sup>四月</sup>二十一日西村條約局長、フィアリー会談（英草案について）

(昭二六、三、二五作成)

四月二十一日、先方の要請にもとづいて、西村條約局長は、（安藤総務課長、高橋條約課長及び後宮在外邦人課長を帶同）午前十時外交局を往訪し、シーボルト大使室で日米協定について、シーボルト、ジョンソン、バブコッ

ク、フィアリーと会談後、フィアリー隨員の事務室で四人から英草案に対するわが方意見を口頭で各條毎に陳述し、前日、井口次官よりシーボルト大使に手交した、英草案に対する覚書を補足するところがあつた。この会談の要旨は次のとおりである。

#### 前 文

われわれの所見は、さきに提出した英草案に対するゼネラル・オブザーヴェーションで尽されており、英草案中最も不都合な部分である。

(前文中に Allied and Associated Powers として、極東委員会の原加盟国十一箇国の外にビルマ、インドネシア、セイロン、パキスタンの十五箇国を挙げていたが、韓国はあげていなかつた。韓国の地位に関するわが方の疑問は、後に加入問題に関連して取り上げ、前文の項では触れなかつた。) プレリミナリー・アーチカル

前文の次、第一章の前にプレリミナリー・アーチカルとして、日本と連合国間の戦争状態終了の規定があるが、これは米案の如く正規の一條文としたい。

#### 第一章 領域條項

##### 第一條

英案の如き経緯度による詳細な規定は、日本国民に対し領土の喪失感を強く印象づけるので感情上面白くない。

大臣は、付属地図をつけることについても、国民感情に與える影響に対する考慮から反対である。

本條は、一般に米案の方が好ましい。南西諸島についても、英案の三十度に対し米案が二十九度を採っているのはもちろん、米案の方が好ましい。英案で色丹島が日本領として残ることを明記している点はよいが、色丹に言及するからには、将来の紛議を避けるため歯舞の日本領なることも明示したい。

##### 第二條

朝鮮に対する主権の放棄に関する規定があるが、わが方は異議がない。

### 第三條

南樺太と千島のソ連邦帰属に関する規定であるが、わが方は異議がない。

### 第四條

台湾と澎湖島の中国帰属に関する規定であるが、わが方は異存がない。

米案の規定振との差について意見を問われたので、連合国できめるべき問題であると答えると、しかし台湾が中共の手に落ちることは事実上日本は困るだろうと言つたので、もちろんそのとおりなる旨答えた。

### 第五條

琉球、小笠原、硫黄島に対する日本の主権放棄と米国による信託統治を承認する規定である。米案が日本の主権放棄に触れていない点において英案より好ましい。(フィアリーは、この点、わが意を得たというふうにうなずいたのは、米案のワーリングが単なる無意識的なオミッショングでなかつたことが認められたように思えた。)

### 第六條

南洋群島に対する権利及び権原等、並びに一般の旧委任統治地域に対する権利等の放棄に関する規定である。わが方は異議がない。

### 第七條

南極地域に対する請求権の放棄に関する規定である。わが方は異議がない。

### 第八條

第二條から第七條までに規定された地域にある公私の財産に対する請求権の放棄に関する規定である。イタリア條約付属書のような詳細な規定を設けることは現在不可能であろうが、衡平の原則上、少くとも日本の割譲地におけるライアビリチーについても日本に追求したいことを規定したい。

## 第二章 政治條項

### 第一款 好ましからぬ政治団体

### 第九條

明文をもつてかかる規定を置くことは面白くない。

なお、大臣は、連合国が極右団体等の取締の面だけにとらわれず、かかる団体が発生する原因となるべき状勢の予防に配意されることを希望しておられる。

### 第二款 連合国と協力した日本人の保護

### 第十條

戦争中（講和条約実施期日まで）連合国に協力した日本人を迫害しない旨の規定である。日本はかかる迫害をなす意思はないけれども、かかることを明文をもつて規定されることは国民感情上面白くない。

### 第三款 中国における特殊権益

### 第十一條

中国における特殊権利の放棄に関する規定である。わが方は異議がない。

### 第四款 國際條約

### 第十二條

第二次大戦における枢軸国との間に既に成立した平和条約及び将来ドイツ国及びオーストリア国との間に成立する平和条約の承認に関する規定である。わが方は異議がない。

### 第十三條

国際連盟及び国際司法裁判所の清算に関する協定の承認に関する規定である。日本は、戦前連盟を脱退していた。この條は、不必要である。

### 第十四條

コンゴ盆地條約に基く権利の放棄に関する規定である。本規定はイタリア平和条約のこれに対応する規定振よりもわが方にとって不利であり、日本は從来貿易上同地域に対し相当発展していたことを述べ、別添の統計の数字を示した。

### 第十五條

ローザンヌ條約第十六條による権利の放棄に関する規定である。わが方は異議がない。

## 第十六條

モントルー條約により君府海峡に対して有する権利の放棄に関する規定である。わが方は異議がない。

## 第十七條

国際決済銀行に関する條約によって有する権利の放棄に関する規定である。この規定は国際金融との一つの関係が断たれる意味において好ましくない。

## 第十八條

日本が戦前加入していたその他の多辺的條約の復活に関する規定である。わが方は異議がない。

## 第十九條

日本が参加すべき多辺的條約に関する規定（九條約をあげており、又、注として、この点については日本の條約内又は外における自発的宣言の形をとらせてもよいことを示唆している）である。中には既に日本の加入済の條約もある。わが方としては異議がない。

## 第五款 二国間條約

## 第二十條

非政治的な二国間條約の復活手続に関する規定である。わが方は異議がない。

フィアリーより非政治的というクオリフィケーションについて意見を聞かれたが、政治的な條約は当然開戦により失効とみなしえべきにつき差し支えなき旨答えた。

## 第三章 戦犯

## 第二十一條

米案と同趣旨であり異議はない。

## 第四章 占領の終了

## 第二十二條

本條に該当する規定は米案にはないが、イタリア條約第七十三條にも同

様の規定があり、戦争状態の終了を明確にする意味で対日平和條約にも入れるべきであると考える。特に濠洲軍は、平和條約発効と共に撤退するのであるから、実際的にも此種の規定が必要である。

## 第五章 戦争から生じた請求権

### 第一款 賠償

#### 第二十三條

a 連合国によって差押えられている日本の地金や宝石類（Japanese Gold）は日本政府に返還せられたい。Japanese Gold は将来国際通貨基金への加入金、講和後生ずる諸財政支出（連合国財産に対する補償、在外資産に関する国内の補償等）の見返り、正貨準備等に充当するため、日本にとって、不可欠のものである。又、ソ連は満洲における旧日本資産をとり、樺太、千島を得ることになっているのであって、何が故に、この上に更に、Japanese Gold まで引渡さねばならないか諒解に苦しむ。是非共米案の方針を徹底して貰いたい。

b 英案は、賠償請求権の他に捕虜に対する請求権を規定しているが、かくては、賠償以外に種々の請求権が提出されるおそれがある。米案の趣旨は、戦争から生じた請求権はすべて日本の在外資産及び占領期間中日本から得た資産で充足されたと認めることであると考える。右英案のようなることもあるから米案のこの趣旨を明確にするため、「賠償請求権」という言葉は「戦争から生じた請求権」という文字に改められたい。（この点、文書を以て提出することに諒解がなつた。）

### 第二款 連合国財産の返還

#### 第二十四條

イタリア條約第七十五條と同様の規定であるが、日本は、終戦以来六年近くの歳月を経過し、本條の如きことは、現在殆んど実施済であり、平和條約発効までに完了するであろう。従つて、本條の規定は不必要である。

### 第三款 日本による請求権の放棄

#### 第二十五條

一九三九年九月一日より日本の宣戦までの期間の一切の請求権の放棄まで規定されることは、妥当でないと考える。米案の方が、はるかに望ましい。

## 第六章 財産、権利及び利益

### 第一款 在日連合国財産

#### 第二十六條

米案の方がベターである。

### 第二款 連合国の領域にある日本財産

#### 第二十七條

管理、精算された在外日本国民財産に対して、日本政府が補償の義務を負うことは、戦後日本財政の負担しきれぬところである。補償は米案のとおり日本政府に一任されたい。

但し wording の問題として、英案の四の(a)の ..... which at any time during the war was subject to measures not generally applicable to the property of Japanese nationals resided in the territory where the property was sited は採用したい。(b)は米案にも注意規定としておいた方がよろしい。

また、処分の例外として英案には、(1)大公使館及び領事館財産と(2)宗教、教育又は慈善的団体の財産が掲記されてないが、加えるべきである。イタリアの場合より不利に取扱われる理由を解するに苦しむ。米案の方がベターである。

### 第三款 中立国及び旧敵国（オーストリアを含む）に在る日本財産

#### 第二十八條

最もいやな規定である。中立国にある敵国財産をとりあげるは、justifiable とは思わない。スイス、スエーデンの如きは、戦争中、日本の利益保護国として多大の経費を負担している。この決済をしなければならない。旧敵国にある財産について、連合国がこれを処分されることは、あるいは、がまんできよう。しかしそれも、わが国民感情からすると、條約面にれいれいしく規定されたくない。

なお、参考までに記録すると、英案による配分方法は次のとおりである。

|                 |                              |          |                       |                                                      |
|-----------------|------------------------------|----------|-----------------------|------------------------------------------------------|
| スエーデン—中国(China) | スペイン                         | 英國<br>米國 | オーストリア                | 英國<br>米國<br>ソ連邦                                      |
| スイス             | 中國(China)<br>ソ連邦<br>英國<br>米國 | ポルトガル    | 中國(China)<br>英國<br>米國 | ブルガリア<br>ハンガリア<br>ルーマニア<br>フィンランド<br>英國<br>米國<br>ソ連邦 |
| アフガニスタン         | 中國(China)<br>ソ連邦<br>英國<br>米國 | アイルランド   | 英國<br>米國              | イタリア<br>英國<br>米國<br>ソ連邦                              |
|                 |                              | ドイツ      | 英國<br>米國<br>ソ連邦       | タ<br>イ<br>英國<br>米國                                   |

### 第四款 日本に在るドイツ財産

#### 第二十九條

連合国最高司令官の覚書によつて既に処分済であつて、規定の必要を認めない。

### 第五款 金錢債務

#### 第三十條

金錢債務に関する原則的規定の必要性は認める。米案にもこれに関する規定が欲しい。しかし、英案のように詳細な規定は不要である。対イ平和條約の例によりたい。

### 第六款 戦前の請求権

#### 第三十一條

戦前の請求権の問題は、平和條約の範囲外であり、ここに規定する必要性を認めない。かかる請求権があれば日本は、ケース毎に外交交渉によつて、先方に満足を與えるよう解決する用意がある。

### 第七章 一般経済関係

#### 第一款 一般関係

#### 第三十二條

ここに最惠国待遇、内国民待遇又は衡平待遇を與うべきものとして規定

されている事項は、殆んどすべて通商航海條約に規定されるべき事項である。平和條約に規定されるとすれば、たとえ通商航海條約ができる暫定期間であつても、平和條約によって通商航海條約がインポーズされるような感を與え適當でない。対イ平和條約のような簡単なものとしたい。

## 第二款 民間航空

### 第三十三條

平和條約実施のとき各連合国が享有している待遇を、無條件にすべての連合国に均てんさせることになつてゐる点米案よりも不利である。米案によりたい。

また、米案による場合でも、国内における民間航空は、国際慣習によつてわが国に留保さるべき旨を明かにしたい。——この点、後日更に書き物によつて申し入れることを約した。

## 第三款 漁業

### 第三十四條

最も望ましくない規定の一つである。この規定によつて、関係国は日本漁業を極東水域から勝手に閉め出すことができるであろう、とくに極東水域における *conserved fishing ground* の範囲が明確でない。ダレス書簡に言及された北東太平洋水域には、確かに、従来伝統的に *conserved fishing ground* なるものが存在したと認められる。極東水域において、かかる地域が存在したということは未だかつて聞いたことがない。将来関係国が勝手にかかる区域を設定し、そこへ日本が出漁できないということは日本漁業に対する非常な攻撃であり、公海自由の原則からも首肯できないところである。

## 第八章 紛争の解決

### 第三十五條

特別法廷は、事実上戦敗国に重圧がかけられる危惧がある。従つて、外交手続で解決されないものはすべて、国際司法裁判所に付託することがベターであると考える。

請求権に関する紛争は、国際司法裁判所に付託する訳にはゆくまいとのフィアリーの反問に対しても、英案のように特別法廷に付託するよりも、混合委員会で処理したがいいと思うと答えた。

## 第九章 雜則

### 第三十六條（墳墓に関する規定）

趣旨には異存なく、日本もこのようにする用意がある。しかし、かかることを條約で義務づけられることは、日本国民に「押しつけられた」という感じを與えるきらいがある。本條の如きは、條約から削除されることが望ましい。

### 第三十七條（條約用語の定義に関する規定）

異存ない。

### 第三十八條（付属書は條約の不可分の一体をなすことの規定）

異存ない。

## 第十章 最終條項

### 第一款 加入

### 第三十九條（加入に関する規定）

本條は、朝鮮が、加入を許さるべき國の中に入つていないことは、好ましいと述べたところ、フィアリー氏より合衆国は朝鮮を、條約に署名させる意向であると述べた。これに対して当方より百数十万人の在日朝鮮人の財産の返還ないし補償は、到底実行困難であること、在日朝鮮人の大半が共産系であつて、これらが連合国人として勢力を振うおそれのあること、法的にいつても日本と交戦関係になかつたこと等の理由より、是非共、韓国を署名国とすることはやめられたいと希望した。(この点、後より文書を以て申し入れることに諒解がなつた。)

### 第四十條（実施）

本條は、日本の批准を効力発生の要件としていない。これは、余りに形式にとらわれすぎ、日本国民の感情を無視するもので、かくの如き考え方では、永続的平和は期し難い。米案の方が遙かによい。是非共米案のよう

にされたい。

付属書第二一第五

かように詳細な規定は必要でない。第一に、工業所有権に関しては、既に、連合国最高司令官の覚書によつて処理済であり、も早や必要でない。その他の條項についても、これが適用される必要があるようなケースは僅少であろう。例えあつても、一般国際法及び慣習に照して十分に解決できるものと考う。

(別添)

1950年の日本との貿易概況  
(単位百万弗)

| コンゴー條約<br>加盟地      | 日本への輸出   |        |            | 日本からの輸入   |         |             |           |
|--------------------|----------|--------|------------|-----------|---------|-------------|-----------|
|                    | 輸出<br>総額 | 日本への輸出 | 日本総<br>輸入額 | 輸入<br>総額  | 日本からの輸入 | 日本の<br>総輸出額 |           |
|                    |          |        |            | 総計<br>947 |         |             | 総計<br>828 |
| ケニア<br>ウガンダ        | 195      | 1.27   | 0.65%      | 0.13%     | 183     | 5.866       | 3.2%      |
| タンガニカ              | 72       | 3.45   | 4.8        | 0.36      | 97      | 3.107       | 3.2       |
| 白領コンゴー             | 235      | 1.058  | 0.45       | 0.11      | 229     | 3.96        | 1.7       |
| 仮領西アフリカ<br>(加盟は一部) | 232      | 0      |            |           | 225     | 0.315       | 0.12      |
| 合計                 | 734      | 5.778  | 5.9%       | 0.6%      | 734     | 13.248      | 8.22%     |
|                    |          |        |            |           |         |             | 1.597%    |

その他 伊領ソマリ カメルーン 葡領東アフリカ 仮領赤道アフリカは不明なれど殆んど輸出入なし

78 昭和26年4月21日

日米安全保障協定案第1条の修正に関する米国覚書<sup>t1</sup>

SECRET

MEMORANDUM

April 21, 1951

Confirming our conversation of this date the second sentence of paragraph 1 of the proposed Bilateral Security Arrangement is changed to read as follows:

"Such dispositions would be designed to contribute to the security of Japan against armed attack from without and any forces contributed pursuant hereto would not have any responsibility or authority to intervene in the internal affairs of Japan."

79 昭和26年4月23日

吉田・ダレス会談(第2回)

四月二十三日午前十時半ないし正午

吉田ダレス会談記録

三井本館にて

総理、井口、西村

ダレス、シーボルト、ジョンソン、バブコック、フェアリー、スピングラス

<sup>t1</sup> 4月21日午前の折衝における合意を確認する意味で米国側が作成したもの。同日、受領。『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』第2冊、p.459を参照。

## 一、日米協定の修正問題

二國間協定及び行政協定の案文については、日米双方から修文の希望がある。確定的なワーディングができたら、連絡するとダレスは、説明し、次で当方から用意した文書を提出して次のような意見を交換した。

## 二、対フィ賠償問題

ダレスより、沈船引揚の費用はだれがもち、船はだれの所有になるやと質問し、総理より、日本の費用でなし、船はフィリピンの所有にきす。但し、日本は、フィに異存なければ、船を買うてもよろしいと答えた。ダレスより、日フィ通商と関連して、フィより材料を提供し日本が加工して引渡すことが、日本経済にヘヴィ・バードンとならずに、どの程度できるか、研究してほしいと要望し、総理より、日本は賠償の能力なしとの立場を堅持したい、(ダレスは同意を表す) この原則の下に、要望を研究すべしと答えた。

フィリピン通商使節の報道について、ダレスより眞相をただし、シーボルト大使より、今までできたりたるは、調査のためのものらしく、通商使節ではないが、最近六十名よりなる使節團訪日の報ありと説明した。

## 三、英國案

ダレスより、英國案は、前文、批准條項その他の内容に日本にとり極めて不快なるものがある。日本がいやがることは解かるといい、フィアリーより、二十一日当方より説明したる事柄のうち、とくに総理が不満に感じられたる條項について説明した。

## 四、韓國署名問題

ダレスより、韓國政府は國連総会の決議により朝鮮の正統政府として認められ、多数の國連加盟國によって正式に承認されておる。同政府は極東委員会加入を要請しておるが、極東委員会構成國の態度が半々で意見一致がむずかしいので決定されるに至つてない。米國としては、韓國政府の地位を強化してゆきたい。この点、日本政府も御同見だと思う。條約実施によって在日韓國人が連合國人としての地位及び権利を取得して、これを

主張してくると、日本政府が困まる地位にたつことは承知した。で、この日本側の困難をどうして回避するか、合衆國で、考慮することにするから、韓國の署名には、同意してほしい。

と述べ、

総理は、在日朝鮮人は、極めて厄介な問題である。かれらを本國に帰えたいことは、度々、マ元帥にも話したことがある。マ元帥は、今帰えすと、帰された者は、韓國政府によつて首をきられる、人道的立場から、今は、その時期でないと意見であつた。しかし、朝鮮人は帰えつて貰らわぬと困まる。かれらは、戦争中は日本に労働者として連れてこられ、炭鉱で働いた。終戦後、日本社会の混乱の一因をなすにいたつた。日本共産党は、かれらを手先に使い、かれらの大部は赤化しておる。

と説明された。(シーボルト大使も、在日鮮人の赤化について、補足するところあつた。)

## 五、民間航空問題

東京で外人会社による國內民間航空実施について話が行われていると聞いた。その事情を明かにした上で、日本の要請たる平和條約の規定は國際民間航空に限定したいとの提案を考究してみたいとの答えがあつた。

(この点については、二十二日午前目黒官邸で松尾航空保安庁長官から、提出文書に対して承認を得ると同時に、航空保安庁において、外人会社に対する特許状の下付に當つて、特許状は、いかなる場合にも、対日平和條約の効力発生の日の前日をもつて終了するという條項を置くよう努力されたいと勧告しておいた。かくすれば、わが提案がいれられなくとも、國內民間航空上の特権が平和條約の規定によって三年間拘束されるようなことはないからである。)

## 六、未帰還邦人問題

ダレスより、米國政府も、條約案に未帰還邦人の送還について規定を入れようかとも考えたが、條約を簡単にするために、規定を設けなかつた。ポツダム宣言などに言及することも、おもしろくない。條約調印の際にわ

が方申しいでの如き声明をなすことなど考えてみようとした。

(本件は、ダレス来日後、在外同胞帰還促進全國協議会から、條約にボツダム宣言第九項にリファーして、帰還促進の條項挿入方陳情があつた。有田前大臣からも同趣旨の申出があり、直接総理にも要請された。二十日朝、大磯から、先方に提出する文書を用意するようにとの連絡があつて作成した。原案には、條約挿入の希望も記入したが、二十三日朝総理の同意を得る際、簡単に、声明のようなものを考えて貰いたいという丈けのものにした。)

#### 七、「賠償請求権」の範囲の問題

内容を具体的に説明して貰いたいとの希望があつた。(同日午後四時、帝國ホテルで、伊原理財局長から補足的に説明した。フィアリーは問題の所在を理解したように思う。英米会談で、更にはつきりするであろう。)

#### 八、在日連合國財産補償問題についての資料

大藏省作成の資料を英訳したもの。具体的な説明がほしいとのことで、午後大藏省当局から説明した。(前記のように、午後四時から帝國ホテルで伊原理財局長、上田課長から説明した。)

以上の質疑応答を終えた後、

総理から、講和問題は、これからどういう工合にとりはこばれるか、大体の見透しを承りたいと述べられたに対し、ダレスは、これからワシントンに帰えり、数日休息し、英國側と話合をはじめるつもりでいる。四月末までには各國からの意見回示があろう。英國側との意見交換の結果と各國政府の意見を総合して、五月中旬頃には、一案ができ、同時に、残される問題点もはつきりなるかと思う。その後になるとその後の見透がたてられることとなる。二國間協定については、行政協定もふくめて、まだ研究しなければならぬ問題がある。しかし、これらの問題は、人がこなくても、華府と東京と連絡して、結論がだせると思う。(五月頃までに、行政協定の諸問題について見当がつけられようかとのダレスの間に對し、バブコック大佐は付属のA表作成が意外に複雑困難で、なかなか見当がつかぬ。A表の作成は、総司令部

でやつて貰らわねばならぬが、余り進捗していない、と説明し、ジョンソン、バブコック両者は、ワシントンでよく考えようとした。)

次で、総理から、米國側では條約案についてどの程上院に説明されておるか、自分は、秘密外交をやると攻撃をうけつつも、秘密を守つてきた。今後どの程度、議会に対して説明していいか意見を伺いたいと述べられ、ダレスは、

自分は、上院外交委員会において條約案の大綱を説明して、その了承を得た。貴下は、議会の少数者と自由に内談されたらしいではないか。と答え、総理は、外交上の常識を欠く日本議会においてそれはむづかしい。内談すれば、公表も同然となってしまうと言えば、ダレスは、自分は、條約や会談の内容を公表しようとは思わぬと述べ、結局、総理から、これからシーポルト大使と連絡して、場合に應じて処置してゆくことにしようといわれて、この話は、終わりになつた。

それから、ジョンソン次官補が、総理とダレスの並んだ寫真を、「二大人物会合の記念に……」といいつつ、自分のカメラにおさめて、この会談は十二時少し前に終つた。

80 昭和 26 年 4 月 23 日<sup>†1</sup>

## フィリピンの賠償要求に対するわが方対処方針<sup>†2</sup>

### On the Philippines' Claim to Reparations

Japan has not the capacity to pay further reparations, as has been declared time and again by American authorities.

However, the feelings of the Philippine people on the question are well understood. If they can be modified by an expression of regret on the part of Japan for her occupation of the Philippines and all that it has entailed, the Japanese government will be prepared to make a suitable gesture. Concrete plans are under consideration, such as restoration of the Cathedral in Manila, or salvaging of the sunken Japanese vessels in Philippine waters. (These vessels number 184, totaling 772,958 gross tons, as listed separately.)

(和文原案)

#### フィリピンの対日賠償請求について

合衆國当局がたびたび言明されたように、日本はこれ以上賠償を支拂う能力がない。

しかしながらフィリピン國民の賠償問題に関する感情は、諒とする。日本の比島占領及びその後のあらゆる事態に対する日本官民の遺憾の意を表明す

るゼステュアーをすることによって対日感情が緩和するならば、日本政府は、これを用意がある。

その具体案、例えばマニラにおける教会堂の復旧とかフィリピン海域における日本沈船の引揚（フィリピン海域における日本沈船は、別添のとおり一八四隻で七七二、九五八総屯に達する）とか、その他の方法について研究する。

81 昭和 26 年 4 月 23 日<sup>†1</sup>

## 韓国政府の平和条約署名問題に関するわが方見解

### Korea and the Peace Treaty

It has been intimated that the United States intends to invite Korea to join in the signing of the coming peace treaty. The Japanese government hopes the matter will be reconsidered by the American government on the following grounds.

Korea is one of the so-called "liberated nations" (a "special status nation" according to SCAP Memorandum of June 21, 1948), which is to achieve independence, as far as Japan is concerned, upon the conclusion of a peace treaty. The country, not having been in a state of either war or belligerency, with Japan, cannot be considered an Allied Power.

Should Korea become a signatory to the Peace Treaty, the Korean nationals in Japan would acquire and assert their rights as Allied Nation nationals regarding property, compensations, etc. With her Korea residents

†1 吉田・ダレス会談（第2回）にて、米国側へ交付。

†2 別添は英文和文ともに省略。『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』第2冊、pp.640-658を参照。

†1 吉田・ダレス会談（第2回）にて、米国側へ交付。

numbering even today close to 1,000,000, (nearly, 1,500,000 at the war's end) Japan would be swamped with all manner of unverifiable and extravagant claims. It should be noted a majority of Korean residents in Japan are Communists.

The Japanese government believes it best to limit the peace treaty to renunciation by Japan of all rights, titles and claims to Korea (American Draft, Chapter III, Territory, 3), and recognition by her of Korea's full independence, and to leave the establishment of normal relations between the two countries to an agreement to be made at a later date when the present Korean incident will have been settled and peace and stability restored to the peninsula.

(和文原案)

#### 韓國政府の平和條約署名について

合衆國政府は、きたるべき平和條約に、韓國政府を署名國として招請せられる意向であるやに承知した。日本政府は、次の理由から、合衆國政府の再考を希望する。

韓國は、「解放民族」(一九四八年六月二十一日 SCAP 覚書は、Special Status Nations とする)であつて、日本に対しては、平和條約によつて始めて独立國となるものである。日本と戦争状態にも交戦状態にもなく、従つて、連合國と認めらるべきでない。

韓國が條約署名國となれば、在日朝鮮人が連合國人として、平和條約の規定によつて、その財産の回復、補償等について、権利を取得し、これを主張してくる。現在でも百万に近く、終戦当時には百五十万に垂んなんとした朝鮮人がかような権利を主張してくるとすれば、日本政府としては、殆んど耐えることのできない負担を負うこととなるであろう。しかも、これら朝鮮人の大部分が、遺憾ながら、共産系統である事實も、また、考慮にいれなけれ

ばならない。

日本政府としては、平和條約には朝鮮に対する一切の権利、権原及び請求権を放棄すること（米案第三章領域、第三）の外、韓國の独立を承認する文言を挿入し、かくして、日本に対する關係において法的に独立國家となつたことを規定しておき、しかして、朝鮮動乱が解決し、半島における事態が安定した後に、日韓間の關係を平和條約の諸原則に則つて解決するため別に協定することが最も現実的であると考える。

82 昭和 26 年 4 月 23 日<sup>†1</sup>

#### 平和条約草案の国内民間航空条項に関するわが方要望

#### Domestic Civil Aviation

With respect to civil aviation, the American Draft provides in Chapter V, Political and Economic Clauses, Clause 13, Paragraph 3;

“Pending the conclusion of civil air transport agreements, Japan, during a period of three years, shall extend to each of the Allied Powers not less favorable civil air traffic rights and privileges than those they exercised at the time of the coming into force of the present Treaty.”

In the same clause, Paragraph 1, which stipulates the matters regarding which Japan shall accord national treatment to the Allied Powers, excludes specifically Japanese coastal and inland navigation. But nothing is said about domestic civil aviation. International usage customarily reserves domestic civil aviation of a country for the citizens of that country, and the

<sup>†1</sup> 吉田・ダレス会談（第2回）にて、米国側へ交付。

Italian Peace Treaty (Article 81) provides for indiscriminate treatment of the Allied Powers only with respect to international civil aviation. Accordingly it is desired that consideration be given to adding "international" before "civil air transport" and "civil air traffic" (Clause 13, Paragraph 3) with the view of making it clear that this clause is one governing the rights and privileges in international civil air transport.

(和文原案)

#### 國內民間航空について

民間航空に關しては、米國案第五章政治及び經濟條項第十三項第三段において、日本は、「三年の間、各連合國に対し條約発効期日において右の諸國が行使しているものより不利でない権利及び特權を與えるべき」ことを規定している。また、第十三項第一段の日本が與るべき内國民待遇の除外例として特に日本の沿岸及び内水航行が掲げられているが、國內民間航空については、なんら言及されていない。しかし、國內民間航空は、國際慣行上通例内國民に留保されるものである。イタリア平和條約第八十一條においても、國際民間航空に対してのみ連合國間の無差別待遇を規定するにとどまる。従つて、米國案第十三項第三段は國際民間航空輸送上の権利及び特權の規定として、國際なる文言を附加することを考慮されたい。

83 昭和 26 年 4 月 23 日<sup>†1</sup>

#### 未帰還邦人問題に関するわが方要望

Concerning the Japanese Nationals Detained in Soviet Territory and Communist China.

The Japanese government is profoundly grateful to the United States government and people for the benevolent interests they have shown in the problem of repatriating the 370,000 Japanese nationals detained in Soviet territory and Communist China.

Now the validity of the clause concerning the repatriation of Japanese soldiers in the Potsdam Declaration and consequently the fate of these unrepatriated Japanese after the conclusion of peace being a matter for grave apprehension to their families and friends, the Japanese government desires to request the United States government to consider the feasibility of issuing a declaration stating that this is a problem of humanity and the Japanese nationals in question should be forthwith repatriated.

April 23, 1951

(和文原案)

#### ソ連邦及び中共地区にある未帰還邦人について

合衆國が、從來約三十七万にのぼるソ連及び中共地区にある邦人の帰還促進の問題に、好意ある關心を拂われてきたことは、日本政府の深く感謝する

<sup>†1</sup> 吉田・ダレス会談（第2回）にて、米国側へ交付。

ところである。

平和條約の締結後におけるポツダム宣言の日本兵送還に関する規定の効力とこれら未帰還邦人の運命について、関係家族が痛く憂慮している事情にかんがみ、日本政府は、これが人道上の問題であつて、そのすみやかに送還せらるべき旨を声明することの可否を合衆國政府において考慮されるよう希望する。

---

84 昭和 26 年 4 月 23 日<sup>†1</sup>

### 賠償請求権の範囲に関するわが方要望

#### Reparations Claims

The American Draft provides in the last Paragraph of Chapter VI on Reparations and Property: “Reparations claims of the Allied Powers and their claims for direct military costs of occupation shall be deemed satisfied out of the Japanese assets subject to their respective jurisdiction in accordance with the foregoing and out of assets received from the Japanese home islands during the occupation.”<sup>(14枚目)</sup>

This provision is highly welcome to the Japanese government. But consideration of the following two points are requested.

(a) Since “reparations claims” are not limited to those arising directly out of the act of war, but should include also those arising in connection with the war, it would seem better to employ a more specific term such as “claims arising out of war.”

<sup>†1</sup> 吉田・ダレス会談（第2回）にて、米国側へ交付。

(b) It is necessary to designate specifically the beginning and the end of the period in which the events, giving rise to reparations claims, took place.

Unless these two points are clarified as indicated above, there may, it is feared, arise a situation that will defeat the very purpose of this clause.

(和文原案)

#### 賠償請求権の範囲について

米國案第六章第十四の末項は、「連合國の賠償請求権及びその直接の占領軍費に対する請求権は、前述するところに従い、連合國の各々の管轄権の下にある日本資産及び占領期間中日本國本土から得られた資産をもつて充足せしめられたと認められる」と規定する。

この規定は、日本政府の甚だ歓迎するところである。しかし、ここにある「賠償請求権」とは、(イ)直接戦闘行為から発生したものに限らず、廣く戦争に關係して発生した請求権をも含まれなければならないから、「戦争より生ずる請求権」というような表現がより適切であろう。又、(ロ)これら請求権が何時に始まり何時に終る期間に発生した事實から生ずるものであるか（日本の場合には占領が戦争状態発生の相当以前から存在した地域がある）をはつきり示すため、適當な補足的文言を附加する必要があろう。

しからざれば本規定案の趣旨が生かされないような結果を招來することを怖れるものである。再考ありたい。

85 昭和 26 年 4 月 23 日

### 在日連合国財産補償問題に関する日米事務レベル折衝

四月二十三日午後四時ないし五時

フィアリーと会談記録

帝國ホテルにて

　　フィアリー、ボーリンジャー、ディール

　　伊原理財局長、上田課長

午前の会談における約束に従い、帝國ホテルのフィアリー氏の室で、在日連合国財産の喪失又は損害に対する補償の金額についての大藏省作成の資料<sup>†1</sup>について説明した。フィアリー氏の関心は、この資料の正否というよりも、日本側では要補償額をいくらとふんでいるかという点であった。伊原局長は二百億と三百億との間であろうと答えた。

ボーリンジャー、ディール両氏は、資料の内容の説明を求めた。説明の結果明らかとなつた点は、(イ)資料は公有財産を考慮にいれていない。計算にいられるべきだ。(フィアリーも、勿論、そうだといった。)(ロ)円貨の倍率を資料は一二〇倍ないし一五〇倍としているが、これは低くすぎるだろう。(ハ)外貨債に対する戦争中の円貨払による損失を、本表に掲げているのは適当でない。(ニ)米、英、蘭のように敵産管理法の適用の目的となつたものだけを集計しているのはせまい。條約案は、かような特別措置の適用があつたかどうかに關係なく、補償義務を課しているなどであつた。今后大藏当局と両者との間に連絡して、もつと、正確な資料を作成しようということになつた。

その序でに、「賠償請求権」の範囲について、米案では、條約実施の際に、日本と連合国との間に問題を起す可能性がある点を、伊原局長から説明した。

<sup>†1</sup> 『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』第2冊、pp.667-672を参照。

——軍票債務とか邦人抑留者の給養費などを例にとって。フィアリーは少くとも日本側のもつ懸念の理由を了解したようで、英案もみて、よく考えることにしようとのことであつた。

なお、総理の命で、午前の会談で問題となつた、対比賠償と韓國政府の署名のふたつについて、(イ)沈船引揚についての補足説明と日比通商協定との関連において生産物賠償を考えてみようという趣旨、及び、(ロ)平和條約によつて在日朝鮮人が連合國人にならぬことはつきりされるなら、韓國政府の條約署名に対する反対を固執しないとの趣旨を述べた文書を手交しておいた。



86 昭和 26 年 4 月 23 日<sup>†1</sup>

### 対フィリピン賠償問題および韓國政府の平和条約署名問題 に関するわが方追加陳述

Supplementary Statement to the Conversation of Friday  
Morning, April 23, 1951.

#### 1. Reparations for the Philippines

A. The salvaging operations will be conducted at the expense of the Japanese government. The salvaged vessels will belong to the Philippine government, but they may be purchased by Japan at a price to be agreed upon between the two governments with the United States government acting as an intermediary.

With respect to the time and money to be expended for the salvaging,

<sup>†1</sup> 同日午後の折衝（第85文書）にて、フィアリー（Robert A. Fearey）ダレス使節団随員へ交付。

an agreement, outside the Peace Treaty, will be concluded between Japan and the Philippines.

B. While maintaining to the principle of no further reparations, Japan will study, in connection with the question of a Japan-Philippine trade agreement, the matter of receiving raw materials from the Philippines for processing, and delivering the finished goods to the Philippine government.

## 2. Korea and the Peace Treaty

The Japanese government will not persist in its opposition to Korea being made a signatory to the Peace Treaty, if it is definitely assured that by the said treaty Korean residents in Japan will not acquire the status of Allied Powers nationals.

April 23, 1951

(和文原案)

今朝の会談に關し、次の追加陳述を提出する。

### 一 対フィ賠償について。

A 「沈船引揚」について。引揚は、日本政府の費用でなされる。引揚げられた船舶は、フィリピン政府の所有に属する。船舶は、米國政府を仲介として日フィ両政府間に協定される値段で、日本が買いとる。

右は、費用と年限を限つて、平和條約とは別個に日フィ両國政府間に協定する。

B 賠償は支拂い得ないとの原則を保持しつつ、フィリピン政府から原料の提供をうけ、これに加工してフィリピン政府に渡すことは、日比通商協定と關連して、考究する。

### 二 韓國政府の條約署名について。

在日朝鮮人が平和條約によつて日本國內において連合國人の地位を取得

しないことを明白にされるならば、韓國政府が署名することには、異議を固執しない。

87 昭和 26 年 5 月 5 日<sup>t1</sup>

## 在日連合国財産補償のための日本側立法措置に関する米国覚書

SECRET

With reference to Article 15 of the United States provisional peace treaty draft, we are now convinced that it will be necessary for Japan actually to adopt domestic legislation to cover Yen compensation in satisfactory form, with the provision that it shall be operative as regards nationals of the Allied Powers as of the respective dates on which the peace treaty comes into force between Japan and each of those powers. It is thought that the treaty could then provide, in substance, that "compensation will be made in accordance with Japanese domestic legislation embodied in Diet Law Number \_\_\_\_". We do not now believe that it will be sufficient for the right to compensation to rest merely upon the promise of future domestic legislation.

(和訳文)

極秘

條約案第十五條に関する新提案（在日連合国財産補償問題）

一九五一年五月五日ボンド参事官より受領  
合衆国の平和條約仮草案（第十五條）に関し、われわれはいまでは、日本

<sup>t1</sup> 同日、ボンド参事官より西村局長が受領。

が、満足すべき形で円補償を規定する国内立法を現実に採択することが必要であろうと信じる。この立法は、連合国民に関して、日本とその連合国の各々の間で平和條約が効力を生じたそれぞれの日から、この法律が実施されるという規定を伴うものとする。この場合には、條約では「補償は、法律第号に規定された日本の国内法に従つて行われる」と、具体的に規定することができると考える。われわれは、補償を受ける権利について、将来の国内立法の約束のみに安んじることが充分であるとは今や信じない。

~~~~~  
88 昭和 26 年 5 月 10 日^{†1}

在日連合国財産補償のための日本側立法措置に関する
吉田よりダレス宛書簡

May 10, 1951

My dear Ambassador,

Through Ambassador Sebald, I was informed on the Fifth instant of your opinion with reference to Article 15 of the United States provisional peace treaty draft to the effect that it will be necessary for Japan actually to adopt domestic legislation to cover Yen compensation in a satisfactory form so that the treaty could provide that "compensation will be made in accordance with Japanese domestic legislation embodied in Diet Law Number ____."

Although the matter cannot be submitted to the present session of the Diet because that would necessitate premature disclosure of the contents of the draft treaty, I desire to state on behalf of my government that the

necessary steps will be taken to see that a Diet Law, based upon the principles set forth in Annex I of the Provisional Memorandum of February 8, 1951, is enacted in time to meet fully your expectation.

I avail myself of this occasion to express my profound thanks for your tireless labors in the interest of an early Japanese peace and my confident hope that they will be crowned with success.

Yours sincerely,

Shigeru Yoshida

His Excellency

Mr. John Foster Dulles,
Department of State,
Washington, D.C.,
U. S. A.

(和訳文)

円補償に関する吉田ダレス往復書簡^{†1}

親愛なる大使

シーボルト大使を通じて、本月五日、私は、合衆国の平和條約草案第十五條に関して、條約に「補償は、国会法律第 号に規定された日本の国内法に合致して行われる。」と規定しうるよう、日本国が満足すべき形における円補償を規定する国内立法を現実に採択することが必要であろうという貴下の御意見を通報されました。

この件は、條約草案内容の過早な発表を必要とすることになるので、今会期の国会には提出することができないのですが、私は、政府を代表して、千九百五十一年二月八日の暫定覚書の附属書第一に規定された原則に基づく国会法律を、完全に貴下の御期待に副うのに間に合うように立法するに

^{†1} 同日午後、井口次官がシーボルト大使へ口頭説明。5月11日、同大使へ交付。

^{†1} 往復書簡とあるが、実際には往簡のみ作成された。

必要な措置が執られるであろうということを申し述べたいと存じます。

私は、この機会に、対日早期講和のための貴下のたゆまない御骨折に対する私の深い感謝と、その御骨折が成功をもつて飾られるということについての心からの希望を表明いたします。 敬具

千九百五十一年五月十日

吉田 茂

アメリカ合衆国ワシントン市国務省

ジョン・フォスター・ダレス大使 殿

~~~~~

89 昭和 26 年 5 月(19)日

### 中国代表問題に関するわが方意向の対米回示について

極秘

中国代表問題

一、五月十八日午後二時シーボルト大使日黒官邸に総理を来訪し、対日平和条約に対し中国のいずれの政府が署名すべきやについて、次のような方式を例示して、日本政府の見解を求めた。大使が残して行った書き物は、記録<sup>†1</sup>にある。

A 共産主義政権による署名。

B 国民政府による次のいずれかの署名。

1 他の連合国と同時に、同一の儀式において行うもの。

2 他の署名者が出席しない別個の儀式において、別の謄本 counter-part に対して同時に行う署名。又は、

3 日本国及び国民政府間に取り極められたところに従う、後の署名又は加入。

C 政府の地位が明らかとなるまで、中国を代表するいかなる署名をも延期すること。

D 示唆することのできるいづれかの他の方法。

二、直ちに研究して結論を出すよう指示をうけたので、島津、安藤、高橋、藤崎の四君と条約局長室で、夕刻から午後九時まで、議論した。そして、漸く、まとめた結論は、次のとおりである。

一、共産政権に署名せることに、同意し得ない。自由陣営の一員として共産世界に対抗して行こうとする日本として、これは、明言すべきである。

二、国民政府に他国政府と同時に同じ調印式で調印させる方式（Bの一）は、従来からの米国の態度からくる当然の帰結である。米国の方針に同調する意味において、これが一番いいということは、言うべきである。しかし、米国のこの立場が英國その他の中共承認国によって、反対されているところに問題がある。米国は、この方式に代る方式を探求して、日本の意見を求めている。従つて、日本は、この方式以外のどれがよろしいかを明示してやることが適当である。

三、平和条約に署名すべき中国代表の問題は、現在のところ法律的に解決不能であり、政治的にも、きわめて困難である。関係国すべてを満足させる解決方法はあるまい。見透としては、結局、時日をかけて中国代表問題が解決するまで、中国の条約参加を延期することになる外あるまい。すなわち、C に帰着しよう。しかし、日本から、この方式がよいということは、米国と国民政府とを失望させる。だから、日本は「中国代表問題のような手続問題のため平和条約の署名が延引されることは、はなはだいかんである。一日も早く一国とでも多くの国と平和関係に入りたいのが日本の熱望であるということを、言ってやることで、満足すべきである。

<sup>†1</sup> 『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』第 1 冊、p.363 「1951 年 5 月 18 日午後シーボルト大使から総理へ手渡された書類」を参照。

四、従つて、結論として、Bの2か3のうち、どれがよろしいかということになる。2は大多数の国と平和条約を署名すると同日に同じ場所で日本が国民政府と別個に同内容の別の文書（カウンターパート）に署名するものである。3は、原文が簡にすぎて、明白でないが、ここにいう署名は、察するところ、一般的調印式の後あまりへだたりのない後日2と同じような方式の署名を行うとするものであろう。とすれば、この署名は、2に比しておもしろくない。けだし、これは国民政府を選択するという日本の積極的意志が目立ち、将来、中共政権を承認している東南アジア諸国と密接な経済関係に入ろうとする日本にとっておもしろくない結果を生ずるおそれがある。3にいう、加入が平和条約の加入条項に従つて、なされる加入であるならば、これは、国民政府の米国政府に対する通告によってなされるものであつて、目立たず無難である。3の方式をとるならば加入（但し平和条約の条項による）を希望すべきである。3の署名は、とるべきでない。

三、そこで結論をもととして、次のような回答案を作成した。

（問題は、法律的にも政治的にも困難なものである。われわれとしても、自分達の回答に大した自信がもてなかつたことを告白しなければならぬ。）

#### 中国代表問題に関する合衆国照会に対する回答案

（昭和二六、五、一九）

#### 回 答 案

一、中国の国民政府と共産政権のいずれが対日平和条約に署名すべきかは、連合国にまちたい。

二、しかし、強いて意見を求められるならば、日本政府の意見は次のとおりである。

イ、共産政権の署名は、好まない。

ロ、国民政府が他の連合国と同時に同じ調印式で署名することを好ましいと考える。しかし、この方式に英國その他共産政権を承認しておる

連合諸国が反対しておるところに問題があると了解する。

ハ、よつて問題の解決には、Bの2又は3のいずれをとるべきかに帰着する。Bの2すなわち大多数の国と平和条約を署名すると同時に、同じ場所で別に日本政府が国民政府と別個の文書（カウンターパート）に署名することは、あまりに技巧的であるように考えるが、連合国でこの方式を採用されることに異存はない。しかし国民政府が平和条約の加入条項に従つて、平和条約に参加することが最も無難な方法であろうと考える。

三、日本政府は、従来くりかえし表明したように、一日も早く一国とでも多くの国と平和関係に入ることを熱望する。この見地から、中国代表問題のような手続問題のために平和条約の署名が延引されることは、極めて、苦痛とするところである。従つて、上述の見解にかかわらず、米国政府がC、すなわち中国代表問題が解決をみるまで同國の署名又は加入を延期せられることになんらの異存もないことを付言したい。

四、十九日朝井口次官から、大磯の総理から連絡があつて、国民政府が他の連合国と同じ調印式で署名するのを希望するという趣旨で返答を用意するようとのことを伝えてきた。これは、前述のわれわれの回答とは、ちがう。この方式に、英國などが反対しているところに問題があるので、米国は他の方式を探求しようとしているとわれわれは考えたのである。しかし、総理の明白な指示に接したので、早急に、高橋君と二人で、次のような簡潔な回答案をつくり、英文を小畠君にたのんで作つた。

#### 中国代表問題に関する合衆国照会に対する回答案

昭二六、五、一九

#### 回 答 案

日本政府は、

イ 共産政権の署名を好まない。

□ 国民政府が、他の連合国と同時に、同一の儀式において、署名することを好ましいと考える。日本政府は、従来多年にわたつて関係をもつてきた国民政府が同じく自由陣営の一員としてその地位を強化してゆくことに、関心をもつものである。

(日本政府は、早期多数講和を熱望する立場から、手続問題のために条約の署名が延引されることははなはだ苦痛とするところである。従つて、上述の見解にかかわらず、中国代表問題について連合国間に短期間内に妥結点を発見せられることの困難な場合には、米国政府が、「政府の地位が明らかとなるまで中国代表の署名を延期せられる」ことになんらの異存もない。)

- A. We do not like signature by Communist regime.
- B. We consider it desirable to have the Chinese Nationalist government sign concurrently and at the same ceremony with other Allied Powers. The Japanese Government is interested in seeing the strengthening of the Nationalist Government as a member of the free world.

Because of our fervent desire for an early majority peace we would be much disappointed if the signing of the treaty were to be delayed on account of a procedural question. Accordingly, apart from our position stated above, we would not object to deferment of any signing on behalf of China until governmental situation is clarified, if it should prove difficult to obtain a swift agreement among the Allies on the question of Chinese representation.

五、総理は、十九日午後一時帰京された。井口次官は、回答案について、総理と相談した。その結果、総理の意見で、回答から「日本政府は、国民政府が自由世界の一員として強化してゆくことに関心をもつ」という文句と、

「中国代表問題について連合国間に短期間内に妥協点を発見せられることの困難な場合には、米国政府が「政府の地位が明らかとなるまで中国代表の署名を延期せられる」ことになんらの異存もない」の文句とをおとし、その趣旨を口頭で付加することになった。

で、わが方の回答は、次のようになつた。

#### SECRET

- A. We do not like signature by Communist regime.
- B. We consider it desirable to have the Chinese Nationalist government sign concurrently and at the same ceremony with other Allied Powers.

Because of our fervent desire for an early majority peace we would be much disappointed if the signing of the treaty were to be delayed on account of a procedural question.

六、十九日午後一時半井口次官は、シーボルト大使に回答を交付した。

すると、大使は、吉田総理に、国民政府が他の連合国と同時に署名する方式は英國などの反対で問題となつてゐるので、その代りにどれをとるべきかが問題点であることや中国の署名を延期させる方式は米国上院内の空気からみて条約成立を危険にするおそれがあることや各方式についての長所短所を説明しておいたがと述べて、こちらの回答に意外の感を表した。それでは、話が全くちがうので、井口次官は、そうとなれば問題はきわめて答えやすい。B 1 もだめ、C もだめとなればB の 2 か 3 かということになり、まず 2 、それから 3 となろう。3 でもかまわぬ。日本は条約を成立させるため必要なら 3 でもよろしいと答えた。——幸い、われわれの討論の結論と第一次回答案とを、次官は、よんでいたので、判断がつきやすかつたのである。

これで、この問題は、一応終つた。

話ついでに、シーボルト大使に、かような問題には次官をよんで話してくれ、そうすると、こんな手違はおこらぬ、総理は忙しいので、詳細の事情を付けずに事務当局に問題をおろされる、日本側の反応が米国の期待するところにピタリとこぬことがありうる、といつたら、大使は、そうも思ったが、こんどは、ダレス特使からとくに吉田総理の意向をたたけとあつたので、目黒にでむいたのだと説明した。

井口次官から、この話をききながら、彼と僕は微笑した。そして、記録にとどめておくよと、わたくしは、いつた。その記録がこれである。